

平成31年第1回定例会（第3号）

平成31年3月6日（水曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議案第20号 平成30年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
日程第 3 議案第21号 平成30年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第 4 議案第22号 平成30年度七飯町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 5 議案第23号 平成30年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第 6 議案第24号 町道路線の認定について
日程第 7 報告第 1号 平成31年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業計画及び予算の提出について
日程第 8 議案第 1号 平成31年度七飯町一般会計予算
日程第 9 議案第 2号 平成31年度七飯町国民健康保険特別会計予算
日程第10 議案第 3号 平成31年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算
日程第11 議案第 4号 平成31年度七飯町介護保険特別会計予算
日程第12 議案第 5号 平成31年度七飯町下水道事業特別会計予算
日程第13 議案第 6号 平成31年度七飯町土地造成事業特別会計予算
日程第14 議案第 7号 平成31年度七飯町水道事業会計予算
日程第15 議案第 8号 七飯町公共施設整備基金条例の制定について

○出席議員（18名）

議 長	18番	坂 田 邦 彦	副 議 長	17番	神 崎 和 枝
	1番	横 田 有 一		2番	川 村 主 税
	3番	小 松 義 光		4番	上 野 武 彦
	5番	平 松 俊 一		6番	畑 中 静 一
	7番	中 島 勝 也		8番	佐 野 史 人
	9番	木 下 敏		10番	青 山 金 助
	11番	長谷川 生 人		12番	川 上 弘 一
	13番	池 田 誠 悦		14番	坂 本 繁
	15番	中 川 友 規		16番	稲 垣 明 美

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長 宮 田 東 総 務 部 長 釣 谷 隆 士
民 生 部 長 杉 原 太 経 済 部 長 青 山 芳 弘

総務部総務財政課長	倍 楼 司	総務部政策推進課長	中 村 雄 司
総務部 税務課長	広 部 美 幸	会 計 課 長	青 山 栄久雄
民生部 住民課長	清 野 真 里	民生部環境生活課長	竹 内 圭 介
民生部 福祉課長	村 山 徳 收	民生部子育て健康支援課長	磯 場 嘉 和
経済部商工観光課長	福 川 晃 也	経済部農林水産課長	川 島 篤 実
経済部 土木課長	佐々木 陵 二	経済部都市住宅課長	寺 谷 光 司
経済部 水道課長	笠 原 泰 之	経済部商工観光課参事	三 浦 正 彦

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 次 長	松 本 亨	学 校 教 育 課 長	扇 田 誠
生 涯 教 育 課 長	北 村 公 志	学 校 給 食 セ ン タ ー 長	柴 田 憲
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	川 崎 元		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田 中 正 彦

○本会議の書記

事 務 局 長	関 口 順 子	書	記 妹 尾 洋 兵
書	記 佐々木 宏 美		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

1 番 横 田 有 一

2 番 川 村 主 税

午前10時00分 開会

開会・開議宣告

○議長（坂田邦彦） ただいまから、平成31年第1回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（坂田邦彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

1番 横田 有一 議員

2番 川村 主税 議員

以上、2議員を指名いたします。

日程第2

議案第20号 平成30年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（坂田邦彦） 日程第2 議案第20号平成30年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、議案第20号平成30年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算について、提案説明申し上げます。

このたび提案します平成30年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ4,083万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億6,641万4,000円とするものでございます。このたびの補正は、決算を念頭に置いた予算の整理が主な内容でございます。

それでは、国保7ページの歳出から御説明申し上げます。

1款総務費1項1目一般管理費は、一般管理費（国保事業）として執行残により旅費8,000円の減額。需用費16万4,000円の減額。役

務費94万8,000円の減額。委託料317万円の減額。負担金、補助及び交付金は13万5,000円の減額。合わせて442万5,000円の減額でございます。国保事務職員人件費は、決算見込みにより職員手当等及び共済費合わせまして170万円の減額。合計で612万5,000円の減額でございます。

2項1目賦課徴収費は、国保賦課事務費としまして決算見込みにより役務費9万円の減額でございます。

3項1目運営協議会費は、執行残により旅費7万7,000円の減額でございます。

4項1目医療費適正化特別対策事業費は、決算見込みにより役務費2万4,000円の減額、委託料63万2,000円の減額、合わせて65万6,000円の減額でございます。

9ページになります。

2目収納率向上特別対策事業費は、国保公用車管理費としまして、決算見込みにより事業費5万円の減額でございます。

2款保険給付費1項2目退職被保険者等療養給付費は、決算見込みにより1,850万円の減額でございます。4目退職被保険者等療養費は、決算見込みにより5万円の減額でございます。5目審査支払手数料は、決算見込みにより50万円の減額でございます。

2項1目一般被保険者高額療養費は、決算見込みにより400万円の減額となっております。2目退職被保険者等高額療養費は、決算見込みにより146万円の減額でございます。

4項2目審査支払手数料は、決算見込みにより4万5,000円の減額でございます。

6款保健事業費1項1目保健衛生普及費は、決算見込みにより役務費20万円の減額。委託料60万円の減額。合わせて80万円の減額でございます。

2項1目特定健康診査等事業費は、決算見込みにより需要費が27万3,000円の減額。

11ページになります。

役務費は15万円の減額。委託料は272万円の減額。合わせて314万3,000円の減額となっております。

8 款諸支出金 1 項 3 目その他償還金は、過年度北海道調整交付金返還金の確定に伴う返還金といたしまして 1 4 万 5, 0 0 0 円の追加でございます。

1 0 款繰上充用金 1 項 1 目繰上充用金は、平成 2 9 年度の決算額確定により前年度繰上充用金といたしまして、5 4 8 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。

歳出は以上でございます。

次に、国保 5 ページの歳入に戻っていただきまして、1 款国民健康保険税 1 項 2 目退職被保険者等国民健康保険税は、決算見込みにより医療給付費分現年度分が 1 0 0 万円の減額。後期高齢者支援分現年度課税分が 3 0 万円の減額。介護納付金分現年課税分が 2 0 万円減額。合計で 1 5 0 万円の減額でございます。

2 款道支出金 1 項 1 目保険給付費等交付金は、現年度分といたしまして決算見込みにより普通交付金が 2, 4 5 5 万円 5, 0 0 0 円の減額。道繰入金が 1 5 0 万円の減額。合わせて 2, 6 0 5 万 5, 0 0 0 円の減額でございます。

3 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は、決算見込みにより保健基盤安定繰入金（保険税軽減分）が 1, 3 1 8 万 5, 0 0 0 円の追加。保険者支援分が 2 9 3 万 5, 0 0 0 円の追加。職員給与等繰入金が 1 3 0 万円の減額。財政安定化支援事業繰入金が 2, 1 4 3 万 2, 0 0 0 円の追加。合計で 3, 6 2 5 万 2, 0 0 0 円の追加でございます。

5 款諸収入 2 項 1 目一般会計第三者納付金は、決算見込みにより国保法第 6 4 条による返納金 5 1 万 1, 0 0 0 円の追加でございます。3 目一般被保険者返納金は、決算見込みにより不正利得等返納金 9 万 3, 0 0 0 円の追加でございます。6 目歳入欠陥補填収入は、決算見込みにより 5, 0 1 3 万 3, 0 0 0 円の減額でございます。

提案説明は、以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（坂田邦彦） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第 2 0 号平成 3 0 年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 3

議案第 2 1 号 平成 3 0 年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（坂田邦彦） 日程第 3 議案第 2 1 号平成 3 0 年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） それでは、議案第 2 1 号平成 3 0 年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、御説明申し上げます。

このたびの補正は、決算を念頭とした執行残が見込まれるものなどの整理となっております。

それでは、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2, 4 0 3 万 1, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 8 億 7, 0 6 8 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

それでは、介保 9 ページの歳出から提案説明申し上げます。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費は、一般管理費（保険事業勘定）として、臨時職員に係る共済費から一般職員の旅費に執行残が見込まれ、合わせて 1 1 万 4, 0 0 0 円の減額。委託料は、平成 3 1 年 4 月から介護保険料平準化のルール変更に伴い、介護保険電算システムの改修が必要なことから 2 9 万 3, 0 0 0 円の追加。事業合計で、1 7 万 9, 0 0 0 円の追加。介護保険事務職員人件費として、職員手当等、共済費に執行残が見込まれ、合わせて 3 0 万円の減額。合計 1 2 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。

3 項 1 目介護認定審査会費は、平成 3 0 年度南

渡島介護認定審査会共同設置負担金の実績見込み、保険者ネットワーク負担金に執行残が見込まれ、負担金、補助及び交付金80万2,000円の減額。介護認定事務職員人件費として、職員手当等に執行残が見込まれ30万円の減額。合計110万2,000円の減額。2目認定調査費は、認定審査会費として臨時職員に係る共済費から委託料に執行残が見込まれ、合わせて116万円の減額でございます。

2款保健給付費1項3目地域密着型介護サービス費は、主に地域密着型認知症対応型通所介護の給付費に執行残が見込まれ、負担金、補助及び交付金400万円の減額。

11ページになります。

7目居宅介護福祉用具購入費は、給付費に執行残が見込まれ、負担金、補助及び交付金50万円の減額でございます。

2項3目地域密着型介護予防サービス給付費は、介護予防小規模多機能型居宅介護の給付に執行残が見込まれ、負担金、補助及び交付金100万円の減額。5目介護予防福祉用具購入費は、給付費に執行残が見込まれ、負担金、補助及び交付金20万円の減額。6目介護予防住宅改修費は、給付費に執行残が見込まれ、負担金、補助及び交付金180万円の減額。7目介護予防サービス計画給付費は、要支援認定者が新しい総合事業へ移行し、計画数が減少していることから執行見込みに基づき、負担金、補助及び交付金100万円の減額でございます。

4項1目高額介護サービス費は、介護保険自己負担金が一定の額を超えた場合に給付するもので、給付に執行残が見込まれ、負担金、補助及び交付金600万円の減額。2目高額介護予防サービス費は、給付費に執行残が見込まれ、負担金、補助及び交付金10万円の減額でございます。

5項2目高額医療合算介護予防サービス費は、1年間の医療費と介護保険自己負担分の合算金額が一定の額を超えた場合に給付するもので、給付費に執行残が見込まれ、負担金、補助及び交付金10万円の減額でございます。

6項1目特定入居者介護サービス費は、低所得者の施設入所者、ショートステイ利用者が増加し

ていることから、執行見込みに基づき負担金、補助及び交付金200万円の追加。

13ページになります。

3目特定入所者介護予防サービス費は、給付費に執行残が見込まれ、負担金、補助及び交付金10万円の減額でございます。

3款地域支援事業費1項1目介護予防地域支援サービス事業費は、介護予防ケアマネジメント委託料に執行残が見込まれ、委託料40万円の減額。2目一般介護予防事業費は、介護予防事業費として、報償費から備品購入に執行残が見込まれ、合わせて377万3,000円の減額。介護予防事業職員人件費として、職員手当、共済費に執行残が見込まれ、合わせて45万円の減額。合計422万3,000円の減額でございます。3目包括的支援及び任意事業費は、地域包括支援センター運営費として、共済費から負担金、補助及び交付金まで執行残が見込まれ148万6,000円の減額。任意事業費は、報償費から16ページの負担金、補助及び交付金まで執行残が見込まれ57万5,000円の減額。包括的支援事務職員人件費は、職員手当、共済費に執行残が見込まれ170万円の減額。包括的支援公用車管理費は、備品購入、公課費に入札執行残があることから、51万2,000円の減額。合計427万3,000円の減額でございます。

5款基金積立金1項1目基金積立金は、介護保険財政調整基金の運用利子として9万1,000円の追加。

6款公債費1項1目利子は、利子償還費として一時借入金利子に執行残が見込まれ4万3,000円の減でございます。

次に、5ページの歳入に戻っていただきます。

3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金は、現年分として介護給付費負担金263万8,000円の減額。

2項1目調整交付金は、現年度分調整交付金として、調整交付金75万5,000円の減額。2目地域支援事業交付金は、介護予防事業交付金として介護予防事業交付金115万6,000円の減額。包括的支援事業等交付金として、包括的支援事業等交付金164万5,000円の減額。合

計280万1,000円の減額。3目介護予防事業費補助金は、介護保険電算システム改修補助金として14万6,000円の追加。4目保険者機能強化推進交付金は、保険者機能強化推進交付金として339万円の追加。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は、現年分として介護給付費交付金345万6,000円の減額。2目地域支援事業支援交付金は、地域支援事業支援交付金として124万8,000円の減額。

5款道支出金1項1目介護給付費負担金は、現年分として介護給付費負担金152万2,000円の減額。

2項1目地域支援事業交付金は、介護予防事業交付金として57万8,000円の減額。包括的支援事業等交付金として、82万3,000円の減額。合計140万1,000円の減額。

6款財産収入1項1目利子及び配当金は、利子及び配当金として介護保険財政調整基金運用利子9万1,000円の追加。

7款繰入金1項1目介護給付費繰入金は、現年分として介護給付費繰入金160万円の減額。2目地域支援事業繰入金は、介護予防事業繰入金として57万8,000円の減額。包括的支援事業等繰入金として82万3,000円の減額。合計104万1,000円の減額。

7ページになります。

3目その他繰入金は、事務費繰入金として介護保険事務繰入金252万9,000円の減額。その他繰入金として、その他繰入金50万6,000円の追加。合計202万3,000円の減額。

2項1目介護保険財政調整基金繰入金は、介護保険財政調整基金繰入金として881万3,000円の減額でございます。

提案説明は、以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（坂田邦彦）これより質疑を許します。

横田議員。

○1番（横田有一）14ページ、地域包括支援センター運営費の8番の報償費、地域包括支援センター運営協議会委員報償費というのが10万円の減ということは、これは出席者の数が減ったと

いうことなのか、それとも開催が減ったということなのかというのを教えていただきたいと思いません。

それから、13節の介護予防サービス計画作成委託料が100万円も減るということは、もともとサービスを受けようとする人が減っているということなのか、それとも自分たちで作成しているのか。この点、教えていただきたい。

その下の、任意事業の8番の報償費の家族介護慰労金20万円のマイナスということで。これは、たしか一人当たりに対して20万円だったと思うのですけれども、そこはどうなのかということで、今回は該当者があったのかどうか教えてください。

○議長（坂田邦彦）福祉課長。

○福祉課長（村山徳收）地域包括支援センター運営費、報償費の地域包括支援センター運営協議会委員報償費でございますが、当初、運営協議会は11名で運営しております。委員が参加して運営しております。当初、4回予定をしておりましたが、今回11名の中で欠席者がいたということもありまして、平均して10名の参加者で年間3回開催をしたということになります。当初、4回みていて3回になったということなのですが、この地域包括支援センター運営協議会委員というのが、新たに地域密着型の事業所の申請が上がった場合に、そこで審議するというのですかね、審議する機能も備えていまして、新規で上がってくる分を換算して1回を多目にとっておりましたが、今回新規が少なかったということで、年間の開催回数も4回から3回に減らしたということが大きな理由でございます。

続きまして、委託料です。介護予防サービス計画作成委託料でございますが、現在、委託にかけている件数が月141件でございます。そのほか、包括で直営でやっているのが月32件という形になってはいますが、こちらのほうも介護予防サービス計画が当初、月160件程度の見込みで予算をとっておりましたが、介護予防サービス計画の対象となる方が若干少なくなったということが主な理由でございます。

続きまして、任意事業費の報償費、家族介護慰

労金でございますが、議員のおっしゃられるとお
り一人当たり20万円の介護慰労金ということで
ございますが、ここ何年間も対象者がいないとい
うことで、今年度も家族慰労の対象になっている
方がいないということで、今回20万円を減額さ
せていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 横田議員。

○1番（横田有一） 今の慰労金の話なのですが
けれども、ずっと何年間もないというのですけれ
ども、これは頑張ってみんな家族で見れば20万
円をあげますよということだと思えるのですけれ
ども、それはもう少しPRだとかをしていくべきで
ないかと思うのですよね。それとも、それとい
うのは、今の事業とは正反対の趣旨のものなのかど
うかということ。そこのところ、お願いいたし
ます。

○議長（坂田邦彦） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） ただいま議員のお
っしゃられたとおり、この家族介護慰労金というも
のは、介護サービスを使わないで家族が介護をし
ているという方に対する慰労金ということで、言
わば、後ろのほうはサービスを給付するほう、片
やこの慰労金は、家族がサービスを使わず頑張
っている方の慰労金ということで、相反するもの
でございます。

そういった意味では、こういうサービスとい
うか、介護慰労金の制度がより積極的に周知する
ということも給付費の低下につながるという趣旨の
御質問だと思われますので、その辺についても今
後、周知を徹底していきたいと思っておりますの
で、御理解のほどお願いします。

○議長（坂田邦彦） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第21号平成30年度七飯町介護保険特別
会計補正予算（第4号）を原案のとおり可決する
ことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第22号 平成30年度七飯町下水道
事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（坂田邦彦） 日程第4 議案第22号平
成30年度七飯町下水道事業特別会計補正予算
（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（笠原泰之） それでは、議案第22
号平成30年度七飯町下水道事業特別会計補正予
算（第3号）について、提案説明申し上げます。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の
総額に歳入歳出それぞれ634万円を追加し、総
額を歳入歳出それぞれ9億2,700万円とする
ものでございます。

主な補正予算の内容は、入札執行減に伴う不要
額や決算見込みに伴う減額、また今年度の負担軽
減を抑制するために過去に借り入れた下水道事業
債の繰上償還を行う補正と、これに伴う歳入の補
正を行うものでございます。

それでは、初めに歳出から御説明いたします。

9ページをお開き願います。

1款公共下水道費1項1目下水道事業費は、下
水道整備事務費で9節旅費の一般職旅費及び23
節償還金、利子及び割引料の国庫支出金等返還金
は、決算見込みにより事業費計16万4,000
円の減額。公共下水道整備事業費で、15節工事
請負費の污水管渠新設工事、污水枘新設工事及び
支障污水枘移設工事は、入札執行減などにより1
23万8,000円の減額。流域下水道整備事業
で19節負担金、補助及び交付金の函館湾流域下
水道に係る流域下水道整備事業負担金は、建設費
分、資本費分で不採算分の85万8,000円の
減額。特環下水道整備事業で、15節工事請負費
の浄化センター設備更新工事及び污水枘新設工事
は、入札減などにより776万1,000円の減
額。法適化移行及び経営戦略策定費で、9節旅費

の職員普通旅費及び13節委託料の企業会計システム構築委託料は、業務内容の見直し及び執行残などで事業費計286万2,000円の減額。下水道整備職員人件費で、3節職員手当等の職員手当は、時間外手当の減などにより31万円の減額でございます。

続きまして、2項1目下水道管理費でございますが、下水道管理費で13節委託料の下水道管調査清掃委託料、15節工事請負費の下水道マンホール等補修工事及び19節負担金、補助及び交付金の技能講習会等参加負担金及び函館湾流域下水道事務組合負担金は、入札減、決算見込みなどにより事業費計338万5,000円の減額。浄化センター作業車管理費で、12節役務費の自動車損害保険料及び14節使用料及び賃借料の施設管理用自動車借上料は、決算見込みなどにより事業費計10万3,000円の減額。次のページでございますが、浄化センター管理費で、15節工事請負費の大沼浄化センター施設修繕工事は、入札減などにより30万円の減額。

続きまして、1款1項公債費1目元金でございますが、下水道事業債償還費(元金)として、このたび補正予算で提案しております決算見込みなどによる減額補正分など、今年度の負担軽減を図るため平成27年度に借り入れした下水道事業債の繰上償還を行うもので、役務費の繰上償還事務手数料と合わせて事業費計2,365万4,000円の追加。2目利子で、下水道事業債還費利子の決算見込みなどによる33万3,000円の減額となっております。

続きまして、歳入でございますが、7ページに戻ります。

1款分担金及び負担金1項分担金1目下水道事業分担金は、公共下水道受益者分担金の現年度分41万円の追加。

2款使用料及び手数料1項使用料1目下水道使用料は、1節公共下水道使用料で、現年度滞納繰越分と合わせて1,803万6,000円の追加。2節特環下水道使用料で、6万4,000円の追加。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道国庫補助金は、1節公共下水道費補助金で社会資本整

備総合交付金(公共下水道分)で33万3,000円の減額。2節特環下水道費補助金で、社会資本整備総合交付金(特環下水道分)で、38万7,000円の減額。

6款繰入金1項1目一般会計繰入金は、1節一般会計繰入金で公共下水道分300万円の追加。特環下水道分300万円の減額。

7款1項1目繰越金は、1節繰越金で前年度繰越金180万円の追加。

9款1項町債1目下水道債は、企業起債対象費の減額により、1節公共下水道事業債、2節特環下水道事業債、4節の公営企業会計適用債で、合わせて980万円の減額でございます。

最後になりますが、3ページに戻ります。

次に、第2表、債務負担行為変更でございます。

下水道事業地方公営企業法適用化事業について、限度額を657万8,000円から615万7,000円に改めるものでございます。なお、期間については、補正前と変更はございません。

次に、第3表、地方債補正変更でございますが、公共下水道事業ほか3事業で限度額を総額6,420万円から5,440万円に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と変更はございません。

提案説明は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(坂田邦彦) これより質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田邦彦) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田邦彦) 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第22号平成30年度七飯町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田邦彦) 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第23号 平成30年度七飯町水道
事業会計補正予算（第3号）

○議長（坂田邦彦） 日程第5 議案第23号平成30年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（笠原泰之） それでは、議案第23号平成30年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案説明申し上げます。

今回の補正予算は、入札執行減に伴う不用額の減額や決算見込みに伴う補正となっております。

まず議案の第1条は、平成30年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）を次のとおりとする総則でございます。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出についてでございます。

収入の総額でございますが、第1款水道事業収益で2,600万円を追加し、5億4,000万円に、支出の総額を第1款水道事業費用で190万円を減額し、4億6,800万円とするものでございます。

第3条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出について、本文括弧書中の資本的収入額が、資本的支出額に対する不足額1億6,740万7,000円を1億8,037万7,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を1,467万5,000円から1,224万8,000円に、過年度分損益勘定留保資金を1億1,498万6,000円から1億755万7,000円に、当年度分損益勘定留保資金を2,774万6,000円から6,057万2,000円にそれぞれ改め、収入の第1款資本的収入で4,573万2,000円を減額し1億1,526万8,000円とし、支出の、次のページでございますが、第1款資本的支出で3,276万2,000円を減額し2億9,564万5,000円とするものでございます。

第4条は、予算第5条に定めた債務負担行為に

ついて、入札執行減により取りかえ用水量器購入代の限度額を3,707万5,000円から3,022万9,000円に改めるものでございます。

第5条は、予算第6条に定めた企業債を変更する補正で、別紙のとおり定めるものでございます。

第6条は、予算第10条に定めた一般会計から水道事業会計への補助金を定めたもので、第1号旧簡易水道事業の企業債利息に対する補助金で117万5,000円を追加し、1,699万3,000円に、第2号企業職員に係る児童手当に要する経費の補助金で1万2,000円を追加し108万7,000円に、第3号経営戦略策定に要する経費の補助金は、11万6,000円を減額し144万9,000円とするものでございます。

それでは、収益的収入及び支出の支出から御説明申し上げます。8ページをお開き願います。

1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費は、544万7,000円の減額で、内訳は3節賞与引当金繰入額から24節役員費まで決算見込みによるものでございます。2目配水及び給水費は、627万4,000円の減額で、内訳は10節備用品費から19節修繕費まで決算見込みなどによるものでございます。9ページの4目業務費は、65万5,000円の減額で、内訳は3節賞与引当金繰入額から33節貸倒引当金繰入額まで決算見込みなどによるものでございます。5目総係費は、240万4,000円の減額で、内訳は3節賞与引当金繰入額から28節負担金まで決算見込みなどによるものでございます。6目減価償却費は、1,068万2,000円の追加で、内訳は有形固定資産減価償却費の構築物と機械及び装置、量水器で設備の更新に伴い除却資産が確定したことによる増及び減となっております。7目資産減耗費は、492万9,000円の追加で、内訳は固定資産除却費の構築物と機械及び装置、量水器で当年度中に資産を取得したことに伴い、除却することによる増となっております。

次のページ、2項営業外費用1目支払利息は、128万4,000円の減額で、企業債利息の企業債利息償還金の利息で、決算見込みなどによる減額となっております。2目消費税等納付金は、

144万7,000円の減額で、消費税及び町消費税納付予定額が減少する見込みから減額するものでございます。

続きまして、収益的収入及び支出の説明となります。6ページにお戻り願います。

1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益は、1,451万5,000円の追加で、七飯・藤城・大沼地区ともに水道料金が予定額に対して増収となる見込みによるものでございます。3目その他営業収入益は、106万円の減額で、手数料、雑収益等の見込みによるものでございます。

2項営業外収益1目受取利息及び配当金は、12万5,000円の追加で、預金利息の増の見込みによるものでございます。2目補助金は、一般会計からの繰入金で、旧簡易水道事業に係る経費など107万1,000円を追加するものでございます。3目長期前受金戻入は、原価償却費の確定により受贈財産評価額と補助金、その他長期前受金合わせて72万2,000円の追加。次のページ、4目雑収益は、不用品売却収益で検満切れとなった取りかえ用量水器の売却収益で、決算見込みで35万1,000円を追加するものでございます。

次に、3項特別利益1目過年度損益修正益は、簿外管理分の水道料金収入に伴い9,000円の追加。2目その他特別利益は、その他特別利益で、貸倒引当金戻入益26万7,000円の追加となっております。

続きまして、資本的収入及び支出の支出についての説明でございます。13ページをお開き願います。

1款資本的支出1項建設改良費1目水道施設費は3,276万2,000円の減額で、内訳は委託料で、大川地区老朽管布設がえ実施設計費委託料ほか2事業の入札減などによる減。施設改良費で本町地区配水管新設工事ほか9事業の入札減などによる減となっております。

続きまして、資本的収入及び支出の収入についてでございますが、12ページとなります。

1款資本的収入1項企業債1目施設改良企業債は、5,220万円の減額で、内訳は本町地区配水管新設事業債ほか9事業債の事業費減に伴う減

額。

2項長期前受金2目その他長期前受金は、646万8,000円の追加で、道道改良工事に伴う水道管移設補償金、2事業分の確定に伴う増及び減となっております。

最後になりますが、2ページ目にお戻りいただきまして、企業債補正でございます。

変更としまして、本町地区配水管新設事業のほか9件の起債について、限度額の総額を1億5,220万円から1億円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じでございます。

提案説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坂田邦彦） これより質疑を許します。

横田議員。

○1番（横田有一） 9ページの（41）の有形固定資産減価償却費の4番の量水器がマイナスの304万7,000円。これというのは、減価償却費が減ったということは、その量水器を売ったか何かしたからということで、その次のところの（43）の固定資産の除却費の中に入っている量水器、これというのは、よくわからないのですけれども、この78万3,000円というのは、あくまでもこれは使いものにならないから処分したものなのか、それとも除去費という金額がふえたというのか、その辺よくわからないので御説明お願いしたいと思います。

もう1点、前のページの水道の7番の収入のところにある不用品売却収益の不用品売却収入の35万1,000円の中にこういうものを売ったので、減価償却が減ったというふうに見るのか、除去費というふうに見るのか、その辺を御説明してください。

○議長（坂田邦彦） 水道課長。

○水道課長（笠原泰之） それでは、まず6目の原価償却費の量水器でございますが、これはあくまで既存の今使っている量水器が、償却期間が8年間なのですけれども、これが今使っているものが年々、減価償却していくための償却費という考え方で、次の7目の量水器の除却の部分でござい

ますが、これは今回取りかえた部分の残った償却の、1年分残った、8年で取りかえますので、残った分を落とすための、除却するための金額ということで御理解いただきたいと思います。

収入のほうの35万1,000円の売却収入がありますが、こちらの除却費と減価償却費の部分にはあくまでも反映されないということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 横田議員。

○1番（横田有一） ということは、まず7ページの不用品の売却収益というのは、何を売ったのですかということ、教えていただきたいと思えます。

そして、次のページの（41）の減価償却費で、量水器を減価償却の年数になる前にやったからこの金額が出たよということで、今そういう説明だったのですけれども。だから、その物は、もう使えないからそういうふうにしたということなのですか。それとも、買ったということになればマイナスということにならないですよね。そのところ、ちょっとまだ説明がよく理解できないので、もう1回お願いします。

固定資産の除去費の、この量水器の78万3,000円というものに対しては、新たに買ったのですか。何かその辺、先ほどの説明では、むにゃむにゃと言ったものですから、わからないのもう1回お願いします。

○議長（坂田邦彦） 水道課長。

○水道課長（笠原泰之） それでは、まず収入のほうなのですけれども、収入の売却益のほうは、廃棄する量水器を売った収益ということになります。

それで、また支出の部に戻りまして、減価償却費、今回マイナスということで表示はしていますのですけれども、もともとある程度の予算を持っています、今回、その量水器の購入等に伴って償却費が新たに買ったものの、これから償却する部分が出てくるということで、台数とか当初と変わったものですから、そこでちょっとマイナスで減価償却費の部分を確定したということでございます。

除却のほうなのですけれども、これは新たに買ったことによって、残存期間があと1年間残っているものの量水器を処分したことによって、その残存価格分の除却ということでございます。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 横田議員。

○1番（横田有一） 議長、先ほど不良品の内訳を教えてほしいと言ったのだけれども、35万1,000円の。

○議長（坂田邦彦） 水道課長。

○水道課長（笠原泰之） 新しく買って、8年で検満切れになったメーター、量水器を売ったものということで御理解願います。

○議長（坂田邦彦） 横田議員。

○1番（横田有一） みんな量水器なのですよね。だから、減価償却がマイナスになったということは、本来から行くならば、そのものがそのまま使われたり、新たに買われたのならば、反対にふえるけれども、逆に減ったということは、検満になる前にそれを使えなくなったからと、それを処分したという考え方ですよね。それでいいのですよね。

それから、78万3,000円というのは、それを見込んでいなかったから除却費をふやしたということなのですか。これも、本来からいくならば、減価償却の反対勘定みたいなもので、そういうふうになったからということの、そういう考え方でいいのですか。

それで、前のページの7の（1）の不用品の売却収入ということは、その使えなくなったというか、何かわからないけれども、やはりその水道のメーターを交換した、不用品を売ったから収入を得たという、そういうことなのですよね。それでいいですか。その水道メーターの名前がよくわからなくなっている。

○議長（坂田邦彦） 水道課長。

○水道課長（笠原泰之） 説明が足りないということで、申しわけございません。

まず、減価償却費の、最後の固定資産除却の部分なのですけれども、これはあくまでも取りかえたメーターを、残った残存価格から、もう取りかえたものを除却した、廃棄したと言ったら変です

けれども、除却したものが固定資産台帳上、残っているものを落としたというのが、まずこちらでございます。有形資産減価償却費の300万円を今回マイナスということになりましたけれども、これは、今まだ残っているメーター、今現在残っているメーターを当初見えていた、減価償却を8年間でしていくのですけれども、当初の見込みと若干狂ったものですから、そこで今回買ったことによったり整理したことによって減額したと、差し引きされたということで、ここは御理解いただきたいと思えます。

収入のほうのメーターを売ったものにつきましては、これは、今回取りかえたことによって不用になったメーターを鉄くず業者に売却した収益でございまして、こちらの支出のほうには反映されないというイメージでございまして。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第23号平成30年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第24号 町道路線の認定について

○議長（坂田邦彦） 日程第6 議案第24号町道路線の認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） それでは、議案第24号町道路線の認定について提案説明申し上げます。

道路法第8条第2項の規定により町道の路線を

別紙のとおり認定するため議会の議決を求めるものでございます。今回は、新たに2路線の町道認定を行うものでございます。

それでは、議案書の後ろに添付してございます町道路線認定調書と位置図により御説明させていただきます。

初めに、左上のほうに路線図番号1と記載されております位置図をお開き願います。

大川146号、大川147号でございまして。この2路線につきましては、場所は大川美園振興会館の山側で、このたび、開発行為に伴い帰属された道路でありまして、町に帰属されたことにより町道認定するものであります。

戻りまして、町道路線認定調書をごらん願います。

1路線目、整理番号700の49の大川146号は、起点が大川4丁目224番16、終点が大川4丁目227番11でございまして、路線総延長は43.6メートル、道路幅員は6.2メートルから10.4メートルでございまして。

2路線目、整理番号700の50の大川147号は、起点が大川4丁目224番10、終点が大川4丁目226番5でございまして、路線総延長は79.7メートル、道路幅員は8.0メートルから13.7メートルでございまして。

提案説明は、以上でございまして。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（坂田邦彦） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第24号町道路線の認定について原案のとおり可決することに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7

報告第1号 平成31年度一般財団法

人北海道大沼国際交流協会事業計画及び予算の提出について

○議長（坂田邦彦） 日程第7 報告第1号平成31年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業計画及び予算の提出についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） それでは、報告第1号平成31年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業計画及び予算の提出について、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告いたします。なお、この事業計画及び予算につきましては、本年2月14日に開催されました理事会及び評議委員会において、承認されたものでございます。

2ページの理事会議案第1号平成31年度事業計画についてでございます。3ページから5ページの平成31年度事業計画をごらんください。

大きく分けて七つの定款上の事業を計画しているところでございます。定款上の事業として「1国際交流に関する調査及び研究並びに人材の育成」、「2国際交流を促進するための各種行事、研修及び人物交流等の実施」、「3地域の国際交流団体との連携、協力及び活動の振興」、「4大沼国際セミナーハウス等の国際交流施設の広報・宣伝活動及び学会、研修会等の誘致」、「5大沼国際セミナーハウス等の管理及び運営の受託、その他委託を受けて行う事業」、「6自然観察会の実施、自然環境保護活動の指導者の育成等の自然環境保護活動の企画、実施並びに推進」、「7その他この法人の目的を達成するために必要な事業」でございます。

外国人観光客が増加している昨今、国際会議への体勢を整えるためにも施設のPRはもとより、より充実した施設の活用と事業の充実に努めるほか、一般の方を対象とした英会話や韓国語講座のほか、小学生を対象としたキッズ英会話講座など外国語講座を実施し、国際交流の促進に努めてまいります。

地域の小学生を対象に、キッズキャンプを開催

し、外国人の講師による遊びなどの体験を通して、異文化の関心・理解を深めてまいります。

施設のPRとして企業等への利用誘致や、大沼観光各種体験等一体利用の提案など、施設の有効活用を図ってまいります。

また、セミナーハウス内に設置した喫茶店「カフェ・フォレスト」を活用し、町民と外国人が身近に交流できる施設としてPRしてまいります。

さらに、森林公園内の展望台「森のテラス」や遊歩道を活用して、四季を通じて植物や野鳥の自然観察、環境に関する学習についても充実させてまいります。詳細は、各項目の事業計画及び事業内容の欄をごらんいただきたいと思います。

次に、6ページの理事会議案第2号平成31年度予算についてでございます。7ページの収支予算書総括表をごらんいただきたいと思います。

平成31年度の予算の総額は、収入支出ともに4,087万2,000円となっております。詳細については、8ページ以降の収支予算書で説明いたします。

収入の部、①基本財産運用収入でございますが、前年度と同額の443万3,000円を見込んでおります。内訳は、備考欄のとおりでございます。

次に、②会費収入でございますが、前年度に比べ15万円増の198万円を見込んでおります。内訳は、備考欄のとおりでございます。

次に、③自主事業収入でございますが、前年度に比べ61万5,000円減の320万9,000円。こちらは、受託プログラムの減によるものでございます。

次に、④施設管理受託事業収入は2,959万9,000円で、七飯町からの指定管理料でございます。

次に、⑤施設運用事業収入、施設利用料で155万円を見込んでおります。

次に、⑥基本財産収入として1,000円。

⑦雑収入は、10万円。前期繰越収支差額につきましては、当初ゼロ円の予算としております。

そして、収入合計（B）でございますが、前年度に比べ46万5,000円減の4,087万2,000円でございます。

次に、9ページ支出の部でございます。

①自主事業費支出は、会議費から雑費まで30万9,000円。前年度に比べ59万8,000円の減額でございます。受託プログラムの減によるものでございます。

次に、10ページ、②施設管理受託事業費につきましては、給料手当から雑費まで職員5名分の人件費及び施設の維持管理費などで3,388万8,000円。前年度に比べ16万円の増額でございます。

次に、③管理費でございますが、会議費から雑費まで280万1,000円。前年度に比べ2万7,000円の増額でございます。事務費や車のリース料、燃料費等の経費でございます。

次に、④基金等積立金1,000円。

⑤退職給与引当預金支出97万3,000円。予備費20万円で、支出合計(C)が4,087万2,000円でございます。

当財団は、平成18年度からこれまでセミナーハウス及び森林公園の指定管理を受託しており、国際化の理解と観光振興に向けてより一層の創意工夫によりさらなる活用と活性化に向けて進めております。町といたしましても、財団が南北北海道における国際交流の牽引役、セミナーハウスが国際交流の拠点施設として大いに力を発揮するよう国際交流事業の推進を図ってまいりたいと考えているところでございますので、御理解いただきますようお願い申し上げます、平成31年度事業計画及び予算についての御報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長(坂田邦彦) これより質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田邦彦) 質疑を終わります。

以上で、本件は、報告済みといたします。

11時10分まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(坂田邦彦) 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第8

議案第1号 平成31年度七飯町一般会計予算

日程第9

議案第2号 平成31年度七飯町国民健康保険特別会計予算

日程第10

議案第3号 平成31年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算

日程第11

議案第4号 平成31年度七飯町介護保険特別会計予算

日程第12

議案第5号 平成31年度七飯町下水道事業特別会計予算

日程第13

議案第6号 平成31年度七飯町土地造成事業特別会計予算

日程第14

議案第7号 平成31年度七飯町水道事業会計予算

○議長(坂田邦彦) 日程第8 議案第1号平成31年度七飯町一般会計予算、日程第9 議案第2号平成31年度七飯町国民健康保険特別会計予算、日程第10 議案第3号平成31年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算、日程第11 議案第4号平成31年度七飯町介護保険特別会計予算、日程第12 議案第5号平成31年度七飯町下水道事業特別会計予算、日程第13 議案第6号平成31年度七飯町土地造成事業特別会計予算、日程第14 議案第7号平成31年度七飯町水道事業会計予算、以上7件、すなわち平成31年度七飯町一般会計予算、各特別会計予算及び企業会計予算を一括して議題といたします。

なお、この後、平成31年度予算審査特別委員会の設置が予定されていることから、詳細な提案説明及び質疑は省略し、議案第1号から議案第7号までの、すなわち平成31年度七飯町一般会計予算、各特別会計予算及び企業会計予算の総括説明と総括質疑にとどめますことを御承知願います。

それでは、議案第1号から議案第7号までの総

括説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（**悟楼 司**） それでは、平成31年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計の当初予算総括について御説明申し上げます。あらかじめお配りしてございます平成31年度当初予算説明資料に基づき、御説明申し上げます。

平成31年度の一般会計及び5特別会計並びに水道事業会計の状況でございます。

1ページをお開き願います。

前年度の政策予算編成後、予算額、最終予算額及び平成29年度の決算額との比較を行っておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

平成31年度の当初予算額は、一般会計が106億8,000万円で、前年度と比べ比較増減欄、①の欄になりますが、7億4,500万円減額。二つ飛ばしまして、前年度政策予算との比較では、6.5%の減でございます。

次に、特別会計ですが、国民健康保険特別会計は34億2,000万円で、前年度と比べ1億6,860万円、4.7%の減となっております。

後期高齢者医療特別会計は4億2,150万円で、前年度と比べ650万円、1.5%の減でございます。

介護保険特別会計は28億2,600万円で、前年度と比べ6,200万円、2.2%の増でございます。

下水道事業特別会計は9億200万円で、前年度と比べ1,920万円、2.1%の減となっております。

土地造成事業特別会計は100万円で、前年度との増減はございません。

五つの特別会計合計で75億7,050万円。前年度と比べ1億3,230万円、1.7%の減となっております。

次に、水道事業会計ですが、収益的収入は5億3,100万円、前年度と比べ1,700万円、3.3%の増でございます。収益的支出は、4億7,900万円、前年度と比べ895万円、1.9%の増となっております。資本的収入は、2億1,300万円、前年度と比べ5,430万円、34.2%の増となっております。資本的支出は、

3億9,400万円、前年度と比べ6,793万7,000円、20.8%の増となっております。

次に、2ページでございます。

左上段の①が、一般会計当初予算額及び決算額の推移で、平成27年度から31年度までの状況をグラフと表で示しております。また、下段には、平成31年度一般会計当初予算の歳入財源構成比、歳出目的別構成比及び歳出性質別構成比の状況を円グラフで示しております。

次に3ページになります。

平成31年度一般会計当初予算の歳入歳出の状況でございます。

(1)の歳入でございますが、平成31年度当初予算の1款町税から21款町債までの合計106億8,000万円の款別の内訳でございます。

平成31年度当初予算額、平成30年度政策予算、平成30年度最終予算額及び平成29年度決算額を載せ、比較してございます。

主な項目につきまして説明いたしますが、表の中央、比較増減欄の昨年度政策後の予算との比較及び二つ飛ばして、前年度の比較の欄を順に御説明申し上げます。

1款町税は、前年度に比べ9,546万円、3.3%の増でございます。主たる増減の要因として、固定資産税の土地家屋減価償却で、前年度に比べ9,407万4,000円、6.7%の増を見込んでいるほか、軽自動車税で税制改正により10月からの課税項目となる環境性能割71万8,000円を新たに見込んでございます。

2款地方譲与税から9款地方特例交付金までは、地方財政計画等を参考に計上しておりますが、30年度予算からの変更としましては、8款自動車取得税交付金の中に軽自動車税同様、環境性能割分の交付金を新たに1,660万円を見込むほか、9款地方交付金には、10月からの消費増税に伴う幼保無償化の財源となる子ども・子育て支援臨時交付金を1,000円、項目出しとして計上してございます。

10款地方交付金は、前年度に比べ1億600万円、3.4%の増でございます。地方財政計画及び基準財政需要額と基準財政収入額を試算しての計上でございますが、国の予算動向などにより

交付税措置につきましては、極めて流動的で不透明な要素が多いところでございます。

12款分担金及び負担金は、新たに新野菜広域流通施設負担金を計上したことから、前年度に比べ2,112万4,000円、13.6%の増でございます。

13款使用料及び手数料は、前年度に比べ2万5,000円の減額でございます。

14款国庫支出金は、民生費国庫負担金及び教育費国庫補助金が減額となったことから、前年度に比べ1億3,053万6,000円、9.1%の減でございます。

15款道支出金は、総務費道補助金、農林水産業費道補助金などの減額で、前年度に比べ3,853万4,000円、4.1%の減でございます。

16款財産収入は、空港民営化に向けて函館空港ビルディングの株式譲渡が新年度にあることなどから、前年度に比べ2,636万2,000円、120.6%の増でございます。

17款寄附金は、総務費寄附金、ふるさと納税の減額などで前年度に比べ7,000万1,000円、70%の減でございます。

18款繰入金は、新年度当初予算は項目出しの1,000円とし、繰り入れをしないことから前年度に比べ5億3,029万6,000円の減額でございます。

20款諸収入は、雑入で退職手当組合事前納付金の清算還付金などにより前年度に比べ4,174万5,000円、23.9%の増でございます。

21款町債は、大中山複合施設事業の民生債や地域総合整備資金貸付事業の商工債の減額により、前年度に比べ3億2,130万円、29.7%の減でございます。

(2)の歳出につきましても、平成31年度当初予算の1款議会費から14款予備費までの合計106億8,000万円の款別の内訳でございます。平成30年度政策後予算、平成30年度最終予算額、平成29年度決算額を載せ、比較してございます。各項目について前年度の政策後予算との比較を中心に説明いたします。

1款議会費は、前年度比139万2,000円、1.4%の増でございます。議員改選に伴う

研修旅費の増が主なものとなっております。

2款総務費は、前年度比3,441万5,000円、7.9%の増でございます。選挙執行費の増に伴う増額となっております。

3款民生費は、前年度対比2億4,558万9,000円、5.8%の減でございます。大中山複合施設事業に係る児童福祉総務費の減などによるものでございます。

4款衛生費は、前年度比3,046万5,000円、3.6%の減でございます。合併処理浄化槽設置整備補助金に係る環境保全対策費の減額などによるものでございます。

5款労働費は、前年度と同額となっております。

6款農林水産業費は、前年度比2,935万9,000円、16.1%の減となっております。農地費の減額などが、主なものとなっております。

7款商工費は、前年度比3億2,697万8,000円、63.6%の減でございます。ふるさと納税事業費や企業誘致推進費の減に係る商工費の減額によるものでございます。

8款土木費は、前年度対比1億5,535万9,000円、15.1%の減でございます。道路橋りょう費などの減額が主なものとなっております。

9款消防費は、前年度対比1,536万9,000円、2.6%の増でございます。南渡島消防事務組合負担金の増に伴う消防施設費の増額などが主なものとなっております。

10款教育費は、前年度対比1,593万8,000円、1.8%の減でございます。大中山小学校改築事業や保健体育総務費の減額が主なものとなっております。

11款災害復旧費は、前年度と同額となっております。

12款公債費は、前年度比1,908万1,000円、1.6%の増でございます。元金で3,187万2,000円の増額、利子で1,279万1,000円の減額となっております。

13款職員費は、前年度対比1,156万9,000円、0.9%の減でございます。

次に、4ページ及び5ページでございます。

一般会計当初予算の歳入歳出を性質別経費に振りわけた状況を示すものでございます。

4ページは、歳入の状況で、科目ごとに臨時的収入と経常的収入、さらにそれぞれを一般財源と特定財源に振りわけた表となっております。5ページは、歳出の状況で、人件費から予備費までを性質別に振りわけております。

義務的経費の1の人件費は約14億4,000万円で前年度に比べ2,210万円ほど、1.6%の増となっております。4の扶助費は約25億1,200万円で、前年度に比べ1,300万円ほど、0.5%の増となっております。5の補助費等は約12億6,400万円で、前年度に比べ2,300万円ほど、1.8%の減となっております。6の公債費は約12億2,600万円で、前年度に比べ1,900万円ほど、1.6%の増でございます。

一方、投資的経費でございますが、約7億2,300万円で、前年度に比べ6億6,000万円ほど、47.7%の減となっております。経常収支比率は93.8%で、前年度に比べ4.8ポイント減となっておりますが、経常収支比率が上がることがないように引き続き事業執行に努めてまいりたいと考えております。

次に、6ページから7ページまででございますが、一般会計予算歳出の性質別経費のうち、投資的経費の状況の内訳を記載したものでございます。

主なものとして、民生費では、大中山複合施設事業として1,834万2,000円。衛生費では、特定空き家等解体事業補助金として200万円。農林水産業費では、農道整備特別対策事業負担金で5,000万円。土木費では、除雪車両購入で4,290万、飯田町8号線改良事業で7,620万円、峠下地区情報看板設置工事等で1,858万3,000円。教育費では、大中山小学校改築事業で1億9,913万5,000円などとなっております。

次に、8ページから9ページまででございますが、一般会計予算歳出の性質別経費のうち、補助費等の状況の内訳を記載したものでございますの

で、後ほどごらん願いたいと思います。

次に、10ページは、一般会計予算歳出の性質別経費のうち、扶助費操出金の内訳となっております。前年度予算額との比較を行っております。

次に、11ページは、一般会計、特別会計及び事業会計の町債発行額、現在高の状況でございます。

一般会計の新年度発行予定額は、E欄の合計11億7,830万円で、前年度発行見込額B欄の26億2,320万円と比べて、14億4,500万円ほど、約55%の減となっております。また、地方の財源不足を補うために発行が認められております臨時財政対策債は、前年度よりも3,000万円減額の3億3,120万円を発行するものでございます。

次に、12ページは一般会計における基金繰入金の状況でございます。

30年度の各基金の使用見込みの内訳については、表の左側に記載しております。右側の31年度につきましては、財政調整基金の項目出し分1,000円となっております。各年度末の現在高等については、記載のとおりでございます。

13ページは、平成27年度から30年度までの決算及び決算見込みの推移と31年度の当初予算の状況を記載してございます。

最後に14ページが各種財政指標等の推移となっております。

以上、簡単ではございますが、平成31年度当初予算説明資料からの総括説明とさせていただきます。

○議長（坂田邦彦） これより、議案第1号から議案第7号までの総括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 以上で、総括質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま一括議題となっております7件の案件、すなわち平成31年度七飯町一般会計予算、各特別会計予算及び企業会計予算については、慎重審議の必要性があると認められることから、議長を除く全員の議員で構成する平成31年度予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託した

いと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田邦彦) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま一括議題となっております7件の案件については、議長を除く全員の議員で構成する平成31年度予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

直ちに、委員会を開き委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

午前11時28分 休憩

午前11時37分 再開

○議長(坂田邦彦) 休憩前に引き続き、再開いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

ただいま平成31年度予算審査特別委員会から委員長に木下敏議員、副委員長に川村主税議員を互選した旨の報告がありました。

この際、委員長就任の挨拶を求めます。副委員長も一緒にお願いいたします。

○9番(木下 敏) ただいま予算審査特別委員会で皆さんの御同意のもと、委員長になりました木下です。よろしくをお願いいたします。

また、副委員長に川村主税議員を選任されたので、皆さんで協力のほど、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長(坂田邦彦) 以上で、就任の挨拶を終わります。

日程第15

議案第8号 七飯町公共施設整備基金条例の制定について

○議長(坂田邦彦) 日程第15 議案第8号七飯町公共施設整備基金条例の制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長(倍楼 司) それでは、議案第

8号七飯町公共施設整備基金条例の制定について提案説明を申し上げます。

御提案いたします議案は、既存の公共施設については、今までも適切な維持管理を行っているところではございますが、各施設については建築年から相当年数が経過しているものもあり、今後の公共施設の修繕・長寿命化・更新・統合・廃止等の整備には、多額の費用がかかることから、計画的な整備を円滑にするため、七飯町土地開発基金条例及び七飯町新幹線事業推進基金条例の統廃合による七飯町公共施設整備基金条例の制定をするものでございます。

それでは、議案に沿って説明させていただきます。

七飯町公共施設整備基金条例。

第1条は「設置」で、公共施設(社会教育施設を除く、以下同じ)の計画的な整備または大規模な改修を円滑に実施するため、七飯町公共施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

第2条は「積み立て額」で、基金に積み立てる額は、予算で定める金額とする。

第3条は「管理」で、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。第2項、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に変えることができる。

第4条は「運用益金の処理」で、基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

第5条は「繰替運用」で、町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を再計現金に繰りかえて運用することができる。

第6条は「処分」で、基金は、公共施設の計画的な整備又は大規模な改修の財源に充てるときに限り、予算の定めるところにより処分することができる。第2項、前項に規定するもののほか、金融機関に保険事故(預金保険法(昭和46年法律第34号)第49条第2項又は農水産業共同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号(第49条第2項に規定する保険事故をいう。次条において同じ。))が発生したときは、基金を本町の債

務の償還に充てることができる。

第7条は「基金に属する現金の保全」で、町長は、第3条第1項の規定により、基金に属する現金を預金として保管している場合において、当該預金を受け入れている金融機関に保険事故が発生したときは、予算の定めるところにより当該預金に係る債権と金融機関に対する本町の債務との相殺をすることができる。第2項、前項の規定により相殺した場合には、相殺した金額の現金を基金に積み立てなければならない。

第8条は「委任」で、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則といたしまして、第1項、この条例は平成31年6月1日から施行する。

第2項、次に掲げる条例は、廃止する。第1号、七飯町土地開発基金条例（平成3年条例第11号）。第2号、七飯町新幹線事業推進基金条例（平成20年条例第1号）。

第3項、基金の承継。この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の七飯町土地開発基金条例の規定により設置されていた七飯町土地開発基金及び同項の規定による廃止前の七飯町新幹線事業推進基金条例の規定により設置されていた七飯町新幹線事業推進基金に属する現金・有価証券・その他の財産（当該基金の運用により生ずる収益を含む。）は、第2条の規定にかかわらず、この条例の施行の日において基金に積み立てるものとする。

提案説明は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田邦彦） これより質疑を許します。

横田議員。

○1番（横田有一） 新しい条例なので、ちょっと聞きたいのですけれども、第3条の2のところに「基金に属する現金は、必要に応じ最も確実にかつ有利な有価証券に変えることができる。」というのは、具体的にどういうことをいうのかということと、第6条の「基金は、公共施設の計画的な整備又は大規模な改修の財源に充てるとき」というのは、具体的にどういうぐらいの金額に対して、こういうふうに言っているか。もし、わかる

のでしたら教えてください。

○議長（坂田邦彦） 暫時休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午前11時47分 再開

○議長（坂田邦彦） 休憩前に引き続き、再開いたします。

横田議員の質問に対する答弁から入ります。

総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） 貴重な時間を費やしてしまい、大変申しわけございませんでした。

それでは、2点ほど、御質問に対してお答えしてまいります。

まず、第3条の有価証券の件でございます。有価証券として、株・国債等を想定してございます。ただ、それにするかどうかというのはありますけれども、条例の想定としては、そういうものを想定しているということでございます。

続きまして、第6条の大規模なというようなところのお話でございます。基金を積んで、これからそういう公共施設整備に対して基金等を積んで、整備の際には、それを使っていくというようなつくりになってございますが、実際、その金額的にどのぐらいかというのは、そのときの一般会計の予算の状況と、また建物の修繕の金額にもよりますので、幾らを想定しているというのはないのですけれども、そういうものに使っていきいたいというような条例のつくりとなってございますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 横田議員。

○1番（横田有一） ということは、今の6条の大規模な改修の財源に充てるということは、今の中身でいけば、少なくともこの基金は、最後のほうに出ていますけれども、七飯町の土地開発基金条例と新幹線事業推進基金条例、この二つを合算したもので、今、このお金はそのまま行くということですよ。その中で、どのぐらいの金額に対して、その一部を出すという考え方ということなのですか。そこだけ。

○議長（坂田邦彦） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） 今の議員のほうか

ら問い合わせがありました。今、基金としては、新幹線の基金と土地開発基金、それぞれ保有額がございまして、大体5月末の決算の見込額プラス運用利子分を含めて、大体1億1,000万ぐらいの基金、その5月末現在には、そのぐらいになると想定をしております、それを積んで、その中で、それだけではございませんけれども、それ以外にも一般会計から出さなければならないものは、そういうような予算措置をしていきますが、その中で整備を進めてまいりたいというところがございます。

以上です。

○議長（坂田邦彦） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議案となっております議案第8号七飯町公共施設整備基金条例の制定については、詳細な審査を要することから、先ほど設置されました平成31年度予算審査特別委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって本案は、平成31年度予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

休 会 の 議 決

○議長（坂田邦彦） この際、お諮りいたします。

平成31年度予算審査特別委員会の審査のため、3月7日から3月19日までの13日間は、休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、3月7日から3月19日までの13日間は、休会とすることに決定いたしました。

散 会 宣 告

○議長（坂田邦彦） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時51分 散会

